

# プラスチック類 ※資源物（プラスチック製容器包装・ペットボトル）以外のもの



- **皮革・ゴム類**は金属部分がとれない場合でも、燃やせるごみになります。
- クリーンステーションに1回に持ち出せる量は **30 kg**（おおむね **4 袋**）までです。一時多量ごみ、粗大ごみ（おおむね 80 cm以上の物）は、処理施設に直接持ち込んでください（16 ページ参照）。
- 汚れがとれない**資源物**を、やむを得ず燃やせるごみとして持ち出す場合は、その旨を表示してください。
- **プライバシー保護**や生ごみを包むために新聞紙などを使う場合は、必要最小限にしてください。



対象にならないもの（例） 下記のものは、「燃やせるごみ」の対象外となります。それぞれの品目ごとに分別してください。

## 古紙類 (4 ページ)

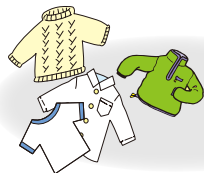
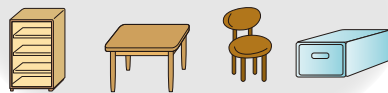


## プラスチック製容器包装 (7 ページ)



## 粗大ごみ (16 ページ)

※分解して 80cm 以下にできれば、「燃やせるごみ」として持ち出せます。

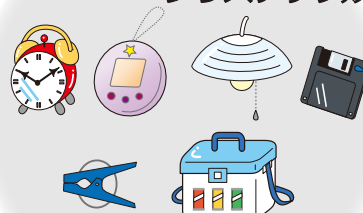


## 古布類 (5 ページ)

## その他処理困難物 (13 ページ)



## 燃やせないごみ (10 ページ) (金属が付いている プラスチック類)



## ペットボトル (5 ページ)



## 在宅医療ごみ (13 ページ)



## 電子たばこ・モバイルバッテリー (11 ページ)



※金属部分がとれれば「燃やせるごみ」として持ち出せます。

燃やせるごみ